

平成 年 月 日

近畿運輸局長 殿

住 所
氏名又は名称
代 表 者 名
連 絡 先

印

一般貨物自動車運送事業の事業計画変更認可申請書

この度、下記の通り事業計画を変更したいので、貨物自動車運送事業法第9条及び同法施行規則第5条の規定により、申請いたします。

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

住 所
氏名又は名称
代 表 者 名

2. 変更しようとする事項

貨物自動車利用運送をするかどうかの別

3. 変更を必要とする理由

添付書類

1. 事業計画新旧対照表
2. 利用事業者との運送に関する契約書の写し
3. 貨物自動車利用運送に用に供する施設に関する事項を記載した書類
 - a 施設の使用権限を証する書面
 - 自己所有・・・不動産登記簿謄本等
 - 借 入・・・賃貸借契約書等
 - b 貨物の保管体制を必要とする場合にあつては、保管施設の施設明細書

事業計画新旧対照表

貨物自動車利用運送をするかどうかの別

新	旧

業務の範囲

新	旧
一般事業	

営業所

	名 称	位 置
新		
旧		

利用する運送を行う一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者の概要

	名 称	住 所
新		
旧		

保管施設の概要

	名 称	所 在 地	面積
新			m ²
旧			m ²

(見本)

利用運送契約書

貨物自動車運送事業を営む (以下「甲」という) と利用運送事業を営む (以下「乙」という) との間において、運送及び利用運送業務について次のとおり契約を締結する。

第1条 (契約の範囲)

荷主の要求による運送並びに利用運送の業務について、甲は運送にあたり、乙は利用運送に従事するものとする。

第2条 (貨物の受渡方法及び運送責任の分野)

貨物の甲乙両者における発着扱いは、送り状を照合して受渡しする。

発送貨物は、乙が甲に引渡たるときより甲の責任とする。

到着貨物は、自動車より取卸し、甲が乙に引渡たるときより乙の責任とする。甲は、運行休止又は欠行する場合は、乙に事前に通知する。

第3条 (荷主に対する責任、損害賠償の範囲)

貨物事故の損害は、その荷主に対して、甲並びに乙、両者責任分野によって、その責を負い、損害の範囲は、運送約款並びに利用運送約款によるものとする。甲乙共に故意又は重大なる過失ある事項に関しては、前項の規定に拘わらず、各々その責任を負うものとする。

第4条 (事故の処理)

貨物事故の処理は、甲乙協議の上、これを行うものとする。

第5条 (運送保険)

車両及び積荷保険の費用は甲の負担とする。

但し、荷主の要求にて付した運送保険は、その申込みを受けたる甲又は乙にて取扱うものとする。

第6条 (運送順位)

法令に定めない限り、貨物の運送は受付順位によるものとする。

第7条 (運賃・料金の支払い)

乙が甲に対して支払う運賃・料金は、甲が関係運輸局に届出た貨物自動車運送事業運賃料金表によるものとする。

第8条 (運賃及び料金の決済)

貨物運賃及びこれに付随する料金の請求は、毎月 日をもって締切計算をし、翌月末日までに甲乙にて決済する。

第9条（他者との同種契約）

甲は、乙の営業区域と認められる地区に、乙と同一業務とみなされる業務施設（直営店、代理店、取扱店、その他）を開設しようとするときは、乙との協議を要する。

第10条（契約期間）

本契約は平成 年 月 日より、 年間効力を有する。
期間満了前 か月迄に甲乙双方何等意思表示なき場合は、更に1か年間延長するものとし、以後も同様とする。

第11条（契約の解除及び更改）

本契約の条項中、契約の継続を不相当と認めたる時は、甲乙協議の上、これを解除又は更改することができる。

以上、この契約締結の証として、契約書2通を作成し、甲乙各々捺印のうえ各1部を保有する。

平成 年 月 日

甲

乙